

(案)

震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、常陸河川国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、大雨、大雪等の自然災害及び道路に影響を及ぼす人的災害（以下「震災等」という。）の発生、または発生のおそれがある場合に、甲が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害に関する早期情報収集及び応急対策（以下「道路災害応急対策業務」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、甲と乙が協力して被害状況の早期把握、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、震災等が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、道路災害応急対策業務の協力を要請することができるものとする。また業務を円滑に行うため、甲は乙に対し、甲の実施する「防災訓練」への参加を要請することができる。

（業務内容）

第 3 条 甲が、乙に対し協力を要請する道路災害応急対策業務の主な内容は、以下のとおりである。

1. 緊急点検（パトロール）

震災等が発生し、所管施設に災害が発生または発生が予想される場合における、損壊箇所等被害の把握と報告をする。

2. 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等を設置するとともに、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知するための案内看板や標識等を設置する。

3. 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

4. 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な

復旧を実施する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

（業務の実施区間）

第 4 条 業務の実施区間は別表及び別図のとおりとする。

- 2 災害の被災状況により協定者に連絡がつかない区間、又は、協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等においては、上記で規定する区間以外についても業務を要請する場合がある。

（建設資機材等の報告）

第 5 条 乙は、あらかじめ震災時等に備え、業務実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資機材労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により、通知するものとする。
- 4 書面により報告された数量等は、本協定書の別紙として、甲、乙双方が保有するものとする。

（建設資機材等の提供）

第 6 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（出勤の要請）

第 7 条 甲は、乙に対し第 4 条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出勤を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

- 2 別に定める気象庁震度計において震度 6 弱以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出勤するものとする。
- 3 乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信連絡が不能のため、甲からの出勤要請が不可能な場合は、乙の判断により、必要な応急対策業務を実施するものとする。
- 4 乙は、出勤した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。
- 5 乙は、甲からの出勤要請時に、別紙の建設資機材等の数量を確実に業務へ従事させるものとする。また、他団体等の協定に基づく業務等へ、別紙の建設資機材等を従事させる場合は、甲の承諾を得るものとする。
- 6 乙は、自らが被災して、別紙の建設資機材等を出動させることが困難な場合は、遅滞なく、被災の現状を甲へ報告をするとともに、速やかに時点の出勤可能数量及び活動可能時期を報告するものとする。

（業務の指示）

第 8 条 業務の直接の指示及び監督については、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとする。

2 第 7 条第 2 項により出動した場合は、第 4 条に定める区間の緊急点検（パトロール）を実施し、被害の有無及び被害状況について、出張所長に報告するものとする。

3 第 7 条第 3 項により出動した場合は、業務内容を遅滞なく、書面により出張所長に報告するものとする。

（契約の締結）

第 9 条 甲は、第 7 条に基づき、乙に出動を要請（防災訓練を除く）したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の実施報告）

第 10 条 乙は、第 7 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策等の業務を実施するものとする。

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。なお甲は、必要に応じて、道路災害応急対策業務の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

3 緊急点検（パトロール）については、甲の指定する日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に記載し、出張所長に提出するものとする。

（業務の完了）

第 11 条 乙は、業務が完了したときは、直ちに出張所長に書面により報告するものとする。

（費用の請求）

第 12 条 乙は、業務完了後、当該業務（防災訓練を除く）に要した費用（第 6 条による乙の建設資機材等を含む）を第 9 条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 14 条 道路災害応急対策業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰すべからざるものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処理について甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第18条 この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
 常陸河川国道事務所長 日下部 隆昭

乙 ○○○○株式会社
 代表取締役 ○○ ○○

震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定

実施要領書

(総則)

第 1 条 この実施要領は、震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定第 17 条にもとづき、道路災害応急対策業務の実施にあたり必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第 2 条 協定書ならびに本実施要領における用語の定義は以下に示すとおりとする。

- 1) 依頼 ; 相手の意向を確認の上、同意を得た上で参加を求めること。
- 2) 要請 ; 相手の参加が必要であるため、参加を強く求めること。
- 3) 特段の理由が無い限り ;
通常業務における予定の変更を強く求めるものでないこと。
- 4) 原則として ;
災害対応である事を考慮し、可能な限り優先度を高く判断する。
通常業務などにあっては、予定の調整を前提にした対応が必要なこと。
- 5) 通知 ; 相手が求めるか否かにかかわらず知らせること。
- 6) 報告 ; 相手の求め(契約書等による求めを含む)に応じて知らせること。
- 7) 通告 ; 相手の同意の有無にかかわらず決定事項を伝えること。

(甲が行う出動の要請；協定書第 2 条関連)

- 第 2 条 甲は、乙に対し応急対策業務への出動を要請する場合、別紙ー 1 要請書に示す書面より行うものとする。但し緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。
- 2 乙は、要請を受諾する場合速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。但し、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。
 - 3 甲は、乙に応急対策業務への出動を要請する場合、協定書第 3 条の定める業務の内容について明示すると共に、「現場担当者」を定めてその連絡先等を通知するものとする。
 - 4 乙は、協定書第 5 条の定めるところによりあらかじめ選任された「現場責任者」以外のものを「現場責任者」として従事させる場合、遅滞なく甲に氏名・連絡先を通知するものとする。
 - 5 乙は自らが被災して、別紙ー 2 の建設資機材等を出動させることが困難となった場合、あらかじめ作成された「使用可能資機材リスト」の内容を速やかに確認し、修正内容を甲の示した担当者へ報告しなければならない。
 - 6 甲は乙に応急対策業務への出動を要請した場合、茨城県等の防災関係機関に要請の事実と要請内容、ならびに当該要請を行うに至った状況を通知するものとする。

（みなし出動要請；協定書第3条第3項関連）

第 3 条 乙は、気象庁による震度情報の発表により、協定書第4条にもとづく協定区間にかかる市町村において、震度6弱以上の震度を観測した事を把握した場合、かつ甲と乙の通信連絡が不能である場合に、甲からの要請があったものとみなして、出動するものとする。この場合優先して取組む業務は、協定書第3条に示す緊急点検ならびに緊急措置とする。

2 この場合乙は、前項に示す業務と平行して、甲との連絡体勢を確保するために必要な措置を講じ、連絡体制が確保されたのち速やかに、別紙－1に示す要請書様式により要請を受けたと見なした事実、ならびに要請の受諾に関する意思を甲に通知するものとする。

3 第1項の緊急点検等により乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信状況の改善が見られない場合等、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により、必要な応急対策業務を段階的に実施するものとする。

（訓練への参加；協定書第2条関連）

第 4 条 甲が行う要請等は、応急対策業務の他に応急対策業務を実施するために必要な訓練が含まれる。乙は、特段の理由が無い限り、以下に示す訓練への参加要請があった場合はこれに参加するものとする。また甲はこれら訓練の実施にあたり可能な限り早い段階で訓練の詳細を乙に通知しなければならない。

① 車両移動に関する実技訓練 1回／年（5月期）を予定

② 災害対策車両操作訓練 1回／年（5月期）を予定

なお、これらの訓練の実施に必要となる費用は甲乙それぞれが負担するものとする。

2. 甲は乙に対し、甲ならびに防災業務において甲と連携する機関が実施する「総合防災訓練」において、この訓練の実施に必要と認められる場合は参加を依頼する事が出来る。この場合甲は、現道を含む訓練実施場所へ乙の臨場が必要な場合は、これらの費用を事前に行われる契約に基づき支弁するものとするが、訓練実施場所への臨場を必要としない場合はこれを行わない。

（業務内容；協定書第3条関連）

第 5 条 甲が、乙に対し協力を要請する応急対策業務の要請区分、ならびに要請内容の詳細は以下を原則とする。また実際の要請にあたっては、想定される内容ならびに、当該要請に関わる現場担当者を別紙－1に基づき指定して行われるものとする。

① 緊急点検（パトロール）及び緊急措置

震災等が発生し、所管施設に災害が発生または発生が予想される場合、甲は乙に対し損壊箇所等被害の把握と報告を要請する事が出来る。

乙は点検により損壊箇所を発見した場合、速やかにその状況を甲の現場担当者に知らせるとともに、現場での安全確保のため必要となる措置を講じるものとする。具体的には危険箇所にバリケードやロープ等を設置するとともに、危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知するための案内看板や標識等を設置するものとする。

乙は、前記された作業の他、要請された区間に向かう途中で損壊箇所を発見した場合や、道路の損壊や周辺施設の損傷に伴う交通の滞留など、把握した状況を甲の現場担当者へ速やかに伝えるものとする。

② 道路啓開

甲は乙からの報告、若しくはその他自ら収集した情報により、当該箇所での交通が確保出来ない状況であると判断した場合、乙に対して緊急車両の通行確保する為に必要な措置を要請する事が出来る。

乙はこの要請を受けた場合、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、災害対策基本法第76条の6にもとづく路上放置車両の移動等を実施するものとする。

道路啓開は緊急車両の通行を確保するものであるため、原則として上下2車線を確保するものとするが、被災状況等によりやむを得ないと判断される場合は1車線を確保し、その区間の前後に誘導員を配置するなどの措置を講じるものとする。

なお、災害対策基本法にもとづく車両移動を行う場合は別に示す「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引」により行うものとする。

③ 応急復旧

甲は道路啓開状況等を把握し、緊急自動車等の交通が確保されている事が確認された場合、若しくは一般交通が確保されない状況において早期にこれらの解消をはかる目的をもって、乙に応急復旧への協力を要請することが出来る。

乙は、この要請を受けた場合、道路の機能を確保するために道路啓開において行った段差すり付け箇所をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施するものとする。

それぞれの作業実施箇所における具体的な実施内容については、指定された甲の現場担当者との協議のもと決定するものとする。

④ その他

災害による被災範囲が広範囲に及ぶ場合や、要請された業務に甲の保有する災害対策用建設機械が必要と判断される場合等において、甲は乙に対して、甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行う様要請する事が出来る。

乙は、この要請を受けた場合、甲の現場担当者の指示のもとで必要な操作を行うものとする。

（業務の指示；協定書第3条関連）

第6条 業務の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「担当出張所長」という。）が行う事を原則とする。この場合、出動要請時に示された甲の現場担当者が業務のすべての窓口として従事するものとする。

2 乙は、協定書第3条に示す緊急点検を行った結果、ならび緊急措置、道路啓開の実施内容について、出動要請時に示された甲の現場担当者へ報告する事を原則とするが、現場担当者との連絡が確保出来ない場合は協定書第5条にもとづき示された甲の連絡体制表に記載される事務所災害対策本部災害協定総括窓口へ報告するものとする。

3 第3条にしめす「見なし要請」により出動した場合は、出動の事実を事務所災害対策本部災害協定窓口へ報告する事とし、合わせて当該業務に関わる甲の現場担当者を確認するものとする。

4 甲は、業務の途中で体制の変更等により現場担当者を変更する必要がある場合、速やかに乙

の現場責任者に直接通知するものとする。

（協定区間外への出動要請；協定書第4条関連）

第 7 条 甲は、災害の被災などにより他の協定者に連絡がつかない区間が発生した場合、又は災害の発生規模等の状況により、必要として協定書第4条第1項に示す区間以外への出動を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項にもとづく要請を受けた場合、原則として協定区間同様これに応じるものとする。
- 3 協定区間外への出動可能状況をあらかじめ示すため、乙は甲に対し、協定の締結後速やかに出動可能な協定区間外の範囲の他、それぞれの地域における対応可能な業務内容、組織構成、連絡体制、現場責任者等の実施体制について協定書第5条に基づき別紙ー2の様式を用いて通知するものとする。甲はこの協定区間外への要請にあたって、乙が示した実施体制をもとに要請を行うものとする。

（建設資機材等の報告；協定書第5条関連）

第 8 条 甲は自ら保有する、建設資機材、災害対策用建設機械、事務所連絡体制表ならびに連絡先一覧表をあらかじめ作成するものとする。

- 2 乙は、あらかじめ「現場責任者」を定め業務実施に必要な体勢を確保する。また、「現場責任者」を筆頭に、甲からの連絡を受ける担当者（第2連絡者、第3連絡者）、業務に従事できる人員、稼働可能な建設機械並びに使用可能な資機材（以下「建設資機材等」という。）の数量等を記載した実施体制表を別紙ー2の様式を用いてあらかじめ作成する。
- 3 2項の実施体制表は、その内容が「出動可能な範囲」毎に異なる場合、個別に作成するものとする。
- 4 第1項及び第2項で作成された資料は書面をもって相手方に通知するものとし、内容に変更があった場合は速やかに修正資料を提供するものとする。この場合、使用可能な資機材については、四半期をもって平均的な保有数量と追加手配の目安となる最低確保可能な数量を合わせて記載するものとし、特に大幅な変動が無い場合は省略する事が出来るものとする。

要 請 欄 甲	社名 _____ 代表者名 _____ 殿 「震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定」第2条の定めに基づき、下記に示す業務への出動を要請する。この要請に応じられる場合は、本紙の回答欄（※1）に必要事項を記載して提出されたい。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 ※ 要請者の代理は課長若しくは出張所長（サイン可）→（代理 同、 _____）			
業 務 内 容 乙	要請箇所	一般国道（□ 6号・□50号・□51号・□[そ の 他]）における、 距離標 _____ . _____ kp ~ _____ . _____ kp の地点 （ _____ 県 _____ 市・町・村 _____ 地先）		
	業務種別	業務内容の詳細 想定される作業内容		
	□ 緊急点検 および 緊急措置	被災状況の把握と報告、ならびに道路利用者の安全を確保するために必要な措置。	☐ 道路状況の把握と報告 ☐ 道路上の一般車安全確保 ☐ 交通規制の実施と報告	
		□ 道路啓開	要請箇所において緊急車両の通行を確保する為片側一車線の通行帯を確保する為に必要な措置を行うものとする。	☐ 路面の段差解消 ☐ 路上の瓦礫等の撤去 ☐ 放置車両移動（路側へ）
			□ 応急復旧	要請箇所の一般車の通行を確保する為に二車線若しくは一車線に加え路側帯、歩行者通行帯を確保するために必要な措置
	☐ 本業務は、災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動を伴うものである。			
	☐ 本業務は路上積雪に伴うものであり、要請区間の除雪及び排雪を含むものである。			
	※ なお業務実施内容の詳細については、この要請とは別に協議する。			
	履行期限	□受諾の日を含め翌日までの間 □受諾の日から起算し _____ 日以内		
	現 場 担当者	常陸河川国道事務所 _____ 連絡先携帯電話 _____ - _____ - _____		
※1	関東地方整備局 常陸河川国道事務所長殿 （□見なし要請；茨城県「 _____ 市・町・村」にて震度6弱以上の震度を観測したため、「震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定」第7条の2の定めにより、当社担当の協定区間における緊急点検および緊急措置に関する要請があったものと見なし、）この要請について当社は、 ☐ 現在協定に基づく出動が可能である事から、これを 受諾 ☐ します。 ☐ （ _____ ）ため、これを 受諾 ☐ できません。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 会社名 _____ 代表者名 _____ サイン （代理 同、 _____） 印			
証 明 欄	住所 _____ 社名 _____ 代表者名 _____ 殿 この要請に基づき貴社が行った下記に示す業務は、令和5年 _____ 月 _____ 日に締結した「震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定」にもとづく活動である事をここに証明する。 1, 工 事 名 _____ 2, 工事場所 _____ 3, 工 期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長			

＜要請＞

- ① 甲が行う要請行為は道路関係の事業担当課、出張所の何れが発出してもかまわないが、電話等による確認にて副支部長（道路）へ確認後に行うものとする。
- ② 甲からの要請伝達方法は書面送付、電話確認、FAX、面談確認のいずれでもかまわないが、事前事後にかかわらず要請した事実ならびに要請内容を本様式に記載し、乙ならびに災害対策支部（事務所；災害対策室）に FAX にて送付する。
- ③ 甲における要請の発出者は、①の確認を行った上で要請時に所長の認（印、若しくはサイン）を得られない場合は事業課若しくは出張所の長が記名およびサインのもと、乙に送付する。
- ④ 甲は、災害対策支部において要請書の FAX 着信を確認した場合、必要部数をコピーし事業担当課、総括班、情報班、総務資材班（経理課）に配布する。
- ⑤ 乙は担当区間の市町村において震度 6 弱以上の震度が観測された事を報道等により知り得た場合、自ら担当区間を所掌する出張所、若しくは災害対策支部に連絡し要請の有無を確認する。ただし協定書第 2 条第 3 項の定めのとおり、甲のいずれの機関に対しても連絡を取れない場合は要請があったものと見なして情報収集ならびに緊急措置を行うものとする。この場合、乙は本書回答欄の見なし要請項目をチェックし、自ら発出しなければならない。

＜随意契約手続き＞

- ⑥ 経理課は要請書を確認し、本紙に記載のある現場担当者から別途、詳細業務内容ならびに工期等、契約条件の提示ならびに関係資料を確認した後、常の運用による緊急随意契約の手続きへ進む。（仕様書等の書類を添付した協議書と承諾書の取り交わしを別途行う。）

＜要請の受諾＞

- ⑦ 乙は要請書を受け取った際、体制を取れる場合はこれを受諾する旨を甲に伝達する。なお伝達の方法は書面送付、電話確認、FAX、面談確認のいずれでもかまわない。ただし、最終的に書面による確認が双方で可能なように、FAX 若しくは書面の受け渡し等が可能となった段階でいずれかの方法により甲に送付する。
- ⑧ なお受諾後、現場担当者との調整により、想定していた体制にて履行が不可能であると判断される場合、現場担当者を通じて若しくは直接要請者に辞退する旨を連絡する。この場合、連絡した時点でこの要請と受諾内容は失効するものとする。（共有先⇒担当課、総括、情報、総務資機材）
- ⑨ 乙はこの連絡の後、現場担当者と連絡がつかない場合は要請箇所を示された区間の中で履行可能な区間について業務を行うものとする。この場合履行した業務の内容および対応できない区間の情報について、現場担当者と連絡が可能となった後、速やかに情報提供するものとする。

全区間にわたり履行が不可能である場合は前項の定めによる。この取り扱いは協定書第 7 条第 3 項（要請があったものと見なす場合）における判断の場合も同様とする。

＜要請の受諾の確認と履行後の手続き＞

- ⑩ 甲は乙からの回答書を受け取った場合、④と同様の処理を行うとともにそれぞれの班において要請欄のみに記載のあるものと差し替えを行う。
- ⑪ 甲は、本要請に関わる手続きならびに施工がすべて完了したと確認した時点で、証明欄に必要事項を記載し公印を取得後乙へ本紙を送付する。

「道路応急対策業務」実施体制表

<別紙-2-1>

協定会社名

出勤可能範囲 ☐ 協定区間 ☐ 茨城県内 ☐ 隣県 ☐ 関東圏内 ☐ その他 () ☐ 全国

対応可能業務 ☐ 緊急点検 ☐ 緊急措置 ☐ 道路啓開 ☐ 応急復旧 ☐ 車両排除 ☐ 連続した除雪
☐ ローター等による排雪 ☐ 人力除雪 ☐ 資機材の提供 ☐ その他 ()

1) 通常時の連絡先

御 役 職	御 氏 名	電 話 番 号	F A X 番 号	E-mail アドレス	郵便番号	住 所

2) 緊急時の連絡先

連絡順序※	御 役 職	御 氏 名	電話番号(固定)	区分	電話番号(携帯)	E-mail アドレス
現場責任者						
第2連絡者						
第3連絡者						

3) 保有人員

名 称	職 種	単 位	自 社		協力会社		
			人数	参集場所	人数	参集場所	会社名
監督員		人					
オペレーター		人					
作業員		人					
その他		人					

4) 保有建設機械

機種	規格 形式等	単 位	自 社		協力会社		
			数量	保管場所	数量	保管場所	会社名

※ フォークリフト・ホイールローダがございましたら、補足：4) にも入力をお願いいたします。

5) 保有復旧資材

名称	規格	単 位	自 社			協力会社			
			数量		保管場所	数量		保管場所	会社名
			平均	最低		平均	最低		

6) 参集・資材保管場所

番号	名称	住所
①		
②		
③		

補足：4）フォークリフト・ホイローダの仕様について

下記の仕様につきましては、それぞれの数量、保管場所、協力会社（レンタル会社）等、緊急時での使用可否の明記をお願いします。

（1）フォークリフト

仕様	公道可	公道不可
フォークリフトの先端から 960mm の部分が厚さ 50mm 以下、爪の長さが 1,200mm 未満		
車両重量が 3t 以上、爪の長さが 1,200mm 未満		

番号	数量	住所	会社名	使用可否
A				

（2）ホイローダ

仕様	公道可	公道不可
KOMATU WA100		
KOMATU WA150		

番号	数量	住所	会社名	使用可否
a				

注）この表は、出動可能範囲により体制や資機材が異なる場合、その範囲毎に別に作成してください。

また、それぞれの表の行は内容に応じて追加して下さい。この様式は、別途電子データを提供します。

「建設資機材等」の例と報告時の注意点

○保有建設機械例 (※メーカー、形式・型番、規格等も明記して下さい)		
	種別	単位
連絡車類	連絡車（ライトバン等）	台
	標識車	台
	作業車	台
運搬車類	ダンプトラック	台
	トラック	台
	ユニック車	台
車両移動 関連車両	建設機械回送車	台
	フォークリフト（3 t 以上）	台
	レッカー車（大型）	台
	レッカー車（小型）	台
	車両運搬車（ウインチ付き）	台
	車両運搬車（クレーン付き）	台
掘削機類	タイヤユンボ	台
	ホイールローダ（チェーン有無）	台
	グレーダー（チェーン有無）	台
	バックホウ	台
	ブルドーザー	台
クレーン類	ラフタークレーン	台
	クローラークレーン	台
その他類	タイヤローラー	台
	振動ローラー	台
	高所作業車	台
	排水ポンプ	台
	パイプロハンマー	台
電気関係	仮設発電機	台
	投光機（自立型照明等）	台
除雪機械	凍結防止剤散布車	台
	凍結防止剤散布装置	台

等

○応急復旧資材関係		
	種別	単位
復旧資材	土・砂類	m ³
	砕石類（RC40 等）	m ³
	覆工板	枚
	敷鉄板	枚
	鋼矢板	枚
	単管	本
	H 鋼など	t
	土のう袋	袋
	トンパック	袋
	ブルーシート	枚
	安全ロープ	m
	常温合材	Kg
	油吸収剤	Kg
交通規制類	吸着マット	枚
	バリケード	組
	カラーコーン	個
	コーンウェイト	個
	コーンバー	本
	クッションドラム	個
	工事用看板（大）	枚
	工事用看板（狭）	枚
電気関係	電線ドラム	個
	キャプタイヤ	m
	投光器（レフランプ）	個
	水銀ランプ	灯
	すずらん灯	灯

等

◎協定実施区間

別添資料

指定区間及び管理延長一覧表

令和5年2月現在

路線	区間	指定延長	管理延長
6号	自 千葉県我孫子市青山字中新畑1644	145.3 km	146.4 km
	至 茨城県北茨城市平潟町字経塚646-1		
50号	自 茨城県結城市小田林字下宿1641-1	78.2 km	78.2 km
	至 茨城県水戸市三の丸1-12		
51号	自 茨城県稲敷市西代字東田1609	73.1 km	73.1 km
	至 茨城県水戸市三の丸1-12		
計		296.6 km	297.7 km

管内管理分担表

出張所間の管理境界は、市町村境です。

